

保護者 様へ

令和 7 年 6 月 1 1 日
キッズスクール認定こども園

法定代理受領に係る保護者への通知について
(通知)

標記については、

園が毎月受給している「施設型給付」は、本来は「市から保護者宛てに支給され、保護者が園に納付する」という姿であるものが、実際には「保護者が保育料を園に納付し、残りを市から園に支払う」という「法定代理受領」の仕組みになっています。

この件については、法定代理受領した金額は、園が保護者に通知しなければならない。と法令で定められています。

よって、別添のとおり保護者の方々に通知することと致します。

尚、ご不明の場合は個別に園までお問い合わせください。